データの表示について

1　水質測定結果の測定値の取扱い

水質測定結果の表示は、平成１１年３月１２日付け環水規第８０号の改正通知により、以下のとおりとした。

（１）定量下限値

表１に示すとおり、測定対象区分ごとに定めた。

なお、生活環境項目については、通達に定める報告下限値とした。

（２）有効数字

表１に示すとおりとし、有効数字を越える桁の数値は切り捨てた。

（３）定量下限値未満表示

表１に示すとおり、不等号で表示した。

2 公共用水域水質測定結果個票の見方

（１）有効数字

表１のとおり、測定項目及び測定対象区分ごとに定める定量下限値以上の数値が有効数字である。

（２）平均値等の計算方法

測定結果個票の下欄に示す平均値等の計算方法は、測定項目ごとに異なり、表２に示すとおりである。

（３）指数表示

大腸菌数及びプランクトン総数は指数表示により表示する。

なお、意味は下表のとおりである。

指数表示	意味	数値
９．０Ｅ００	９．０×１０^{0}	９．０
指数表示	意味	数値
２．３Ｅ０２	２．３×１０^{2}	２３０

表１　定量下限値未満の測定値の表示方法

測定項目			有効桁数	定量下限値			定量下限値未満の表示		
				河川	湖沼	海域	河川	湖沼	海域
生活環境項目	ｐＨ	ｍｇ／ｌ	2	－	－	－	－	－	－
	ＤＯ	ｍｇ／ｌ	2	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	ＢＯＤ	ｍｇ／ｌ	2	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	ＣＯＤ	ｍｇ／ｌ	2	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	ＳＳ	ｍｇ／ｌ	2	1	1	1	<1	<1	<1
	大腸菌数	CFU/100ｍｌ	2	1.0E+00	1.0E+00	1.0E+00	<1.0E+00	<1.0E+00	<1.0E+00
	ｎ－ヘキサン抽出物質	ｍｇ／ｌ	2	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	全窒素	ｍｇ／ｌ	2	0.03	0.03	0.03	<0.03	<0.03	<0.03
	全燐	ｍｇ／ｌ	2	0.003	0.003	0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	全亜鉛	ｍｇ／ｌ	2	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	ノニルフェノール	ｍｇ／ｌ	2	0.00006	0.00006	0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	ＬＡＳ	ｍｇ／ｌ	2	0.0006	0.0006	0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
健康項目	カドミウム	ｍｇ／ｌ	2	0.0005	0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	全シアン	ｍｇ／ｌ	2	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	鉛	ｍｇ／ｌ	2	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	六価クロム	ｍｇ／ｌ	2	0.005	0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	砒素	ｍｇ／ｌ	2	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	総水銀	ｍｇ／ｌ	2	0.0005	0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	ｍｇ／ｌ	2	0.0005	0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ＰＣＢ	ｍｇ／ｌ	2	0.0005	0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	ジクロロメタン	ｍｇ／ｌ	2	0.002	0.002	0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	ｍｇ／ｌ	2	0.0002	0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	１，２－ジクロロエタン	ｍｇ／ｌ	2	0.0004	0.0004	0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	１，１－ジクロロエチレン	ｍｇ／ｌ	2	0.01	0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	シス－１，２－ジクロロエチレン	ｍｇ／ｌ	2	0.004	0.004	0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	１，１，１－トリクロロエタン	ｍｇ／ｌ	2	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	１，１，２－トリクロロエタン	ｍｇ／ｌ	2	0.0006	0.0006	0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	ｍｇ／ｌ	2	0.003	0.003	0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	テトラクロロエチレン	ｍｇ／ｌ	2	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	１，３－ジクロロプロペン	ｍｇ／ｌ	2	0.0002	0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	チウラム	ｍｇ／ｌ	2	0.0006	0.0006	0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
	シマジン	ｍｇ／ｌ	2	0.0003	0.0003	0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	ｍｇ／ｌ	2	0.002	0.002	0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	ベンゼン	ｍｇ／ｌ	2	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	セレン	ｍｇ／ｌ	2	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ｍｇ／ｌ	2	0.06	0.06	0.012	<0.06	<0.06	<0.012
	ふっ素	ｍｇ／ｌ	2	0.08	0.08	－	<0.08	<0.08	－
	ほう素	ｍｇ／ｌ	2	0.1	0.1	－	<0.1	<0.1	－
	１，４－ジオキサン	ｍｇ／ｌ	2	0.005	0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005
特殊項目	フェノール類	ｍｇ／ｌ	2	0.005	0.005	0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	銅	ｍｇ／ｌ	2	0.01	0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	鉄（溶解性）	ｍｇ／ｌ	2	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	マンガン（溶解性）	ｍｇ／ｌ	2	0.1	0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	クロム	ｍｇ／ｌ	2	0.02	0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02
その他項目	アンモニア性窒素	ｍｇ／ｌ	2	0.03	0.03	0.01	<0.03	<0.03	<0.01
	硝酸性窒素	ｍｇ／ｌ	2	0.03	0.03	0.01	<0.03	<0.03	<0.01
	亜硝酸性窒素	ｍｇ／ｌ	2	0.03	0.03	0.002	<0.03	<0.03	<0.002
	燐酸性燐	ｍｇ／ｌ	2	0.003	0.003	0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	塩化物イオン	ｍｇ／ｌ	2	5	5	－	<5	<5	－
	塩分		4	－	－	0.01	－	－	<0.01
	電気伝導率	ｍＳ／ｍ	2	1	1	－	<1	<1	－
	陰イオン界面活性剤（ＭＢＡＳ）	ｍｇ／ｌ	2	0.05	0.05	0.05	<0.05	<0.05	<0.05
	全有機炭素	ｍｇ／ｌ	2	2	2	2	<2	<2	<2
	溶存有機炭素	ｍｇ／ｌ	2	2	2	2	<2	<2	<2
	クロロフィルａ	μｇ／ｌ	2	1	1	0.1	<1	<1	<0.1
	溶解性ＣＯＤ	ｍｇ／ｌ	2	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	プランクトン総数	個／ｌ	2	2.0E+00	2.0E+00	2.0E+00	<2.0E+00	<2.0E+00	<2.0E+00
水道水源項目	トリハロメタン生成能	ｍｇ／ｌ	2	0.0005	0.0005	－	<0.0005	<0.0005	－
	クロロホルム生成能	ｍｇ／ｌ	2	0.0001	0.0001	－	<0.0005	<0.0005	－
	ブロモジクロロメタン生成能	ｍｇ／ｌ	2	0.0001	0.0001	－	<0.0005	<0.0005	－
	ジブロモクロロメタン生成能	ｍｇ／ｌ	2	0.0001	0.0001	－	<0.0005	<0.0005	－
	ブロモホルム生成能	ｍｇ／ｌ	2	0.0001	0.0001	－	<0.0005	<0.0005	－

表２　各項目の計算方法

	生活環境項目	健康項目	特殊項目	その他項目
平均値	日間平均値の年平均値		定量下限値以上の測定値の平均値	
最大値	各測定値の最大値	同左	同左	同左
m	環境基準を超える検体数	同左		
k			定量下限値以上の検体数	
n	総検体数	同左	同左	同左
７５％値	ｎ個の日間平均値を水質のよいものから並べたとき、ｎ×0.75番目の数値に対応する測定値をいう。 ｎ×0.75番目が整数でない場合は、小数点以下を切り上げる。			
９０％値	ｎ個の日間平均値を水質のよいものから並べたとき、ｎ×0.9番目の数値に対応する測定値をいう。 ｎ×0.9番目が整数でない場合は、小数点以下を切り上げる。			

注
１　測定結果が表１に示す定量下限値未満の場合、その下限値を用いて平均値を算出する。
２　生活環境項目及びその他の項目の平均値の計算は、以下の各段階ごとに表１に示す有効桁数＋１桁目まで算出し、四捨五入して定量下限値以上の有効桁数とする。
（１）日間平均値（各時間ごとの測定値の平均又は上下層の平均）
（２）年間平均値
３　その他の項目のうち、塩化物イオン、塩分、電気伝導率、陰イオン界面活性剤、有機体炭素、クロロフィルａ及びプランクトン総数については、検出下限値以上の検体について平均を算出する。